

佐賀県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会公印規則（平成27年佐賀県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公印の取扱責任者)</p> <p>第3条 管理責任者は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>のうちから取扱責任者を指定するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(公印の取扱責任者)</p> <p>第3条 管理責任者は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>のうちから取扱責任者を指定するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。